

標註職原抄按本

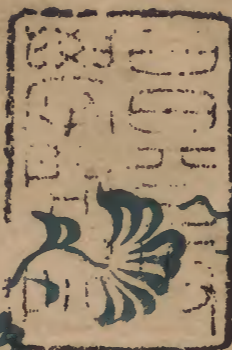
別記上

				和書門
		二〇三二四		
六	二	三	四	
冊	架	函	號	類

庫文閣内		
二〇三二四	和書	
六		
冊		
架		

内閣文庫	
番號	和 20324
冊數	6 (5)
函號	268 136

新刊納本



A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19

Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak



標注職原抄校本別記卷之上

淺草文庫

長門

藤原芳樹撰

冠位十二階並官位冠位の別

推古紀十一年十二月戊辰朔壬申始行冠位大德小德大仁
 小仁大禮小禮大信小信大義小義大智小智并十二階並以
 當色絶縫之頂撮搥如囊而著縁焉但元日著髻華また十二
 年春正月戊戌朔始賜冠位於諸臣各有差と見ゆこれより
 以前冠といふものなきよとありざりき古事記御禊の
 件に次に於て投棄御冠所成神名飽咋之宇斯能神と見え
 を始め出雲風土記に神門郡冠山といふを記して大神之

標注職原抄校本別記卷之上

御冠すといへるなど。この大神ハ大己貴命のことなり神代よりけむこと。辯をまこと。然ハあまきど。上世ハ。いまだ冠を以て。人の尊卑を定むる制。度ハなうりしを。こけろの事。委く推古の御代。至て。始て冠禮考といへる冠色より至て。位號を建られたり。されむこれを皇朝より冠の出来たる始なりとは思ふべう。位の出来と系原なりとれりふべし。さて日本紀の文を考る。十一年十二月。冠位の事さどまりて。十二年正月の朝拜より。これを著きしめたまひしりのなり。故より此抄より。始行冠位とある。十一年のかと依りて。始賜冠位とある。十二年のかとを取

きしハ。さ事なりけり。石川正明が冠位通考より。この時群臣諸氏を十二等よりわらちて。云々の氏ハ大徳云々の氏ハ小徳云々の大仁云々の小仁など定て。其冠をたまひし事なり。此冠ハねやけより賜りて。尊卑の驗と云後世位記を賜りて。同し冠が位なるも。位なるゆゑ。冠位と云ふ。尊卑ハ家よりつきたる尊卑より。身を終るまで同階なり。次第轉昇の位よりある位といへる。ひがことなり。む歟。尊卑ハ家よりつきたる尊卑なり。む。た。某氏某姓とのこよて。よく別るべし。い。う。で。う。煩ハ。く。大徳小徳云々などの位號を制せしむべき位號を制せしむるハ。次第轉昇の為なるこ

といもむも更なれどその品十二よかぎりて階級数はくなく後世の如くならずりかろよ正明ハかく思へるなるべしされどもこの説のたちぐとき證ハ即ち此天皇の三十年の新羅征伐の件よ以大徳境部臣雄磨小徳中臣連國為大將軍と見えた系境部氏とばうりの貴姓とも見えぬを大徳の位なるハ此度の大將軍よ任せられ一人よて其才徳勲勞衆の歸服せしめどもを推量り知るべしまた同十四年よ丈六の佛像を元興寺の堂内よ入せし功よよりて鞍作鳥とりしものを賞たまひし件よ造佛像既訖不得入堂諸工人不能計以將破堂戸然汝不破戸而得入此皆汝

之功也即賜大仁位とあり大仁ハ大徳小徳よつぎたる尊位なりも一正明の説の如くならずむよハ鞍作ハ品部の類よていし卑姓の者なりたとへいしをかりの勲功ありとて賜ふまじき理を枉て賜ふことやをあるべきも年月経てたのづか制度の弛めり世なりむよハある事よもあらずめれどこれハ十二年よ始行きて十年も過ぬほどなりされむ臣連伴造國造の諸氏の尊卑の序列を改めて位階を設け功績を辨らるる監觴ハこの十二階で始なりけふさて文よ以當色絶縫とある絶ハ和名抄よ阿之岐沼と訓り言義も惡絹なり賦役令標注よさふ絶を以て制らるるむかりな事よゆゑ織文などハなる

當色とて其位に當る色とて事なり。紀に色の制を記さ
 れざるゆゑ今知るべきよしなきこと。按ふに紫赤青紺黒
 緑の六色を深淺にて十二等とせり。のなるべし。白ハ貴
 色にて天皇の外用ひたまはる。縁ハ珠更ニ羅の類など。の
 如囊而著、縁とあるをねもへむ。縁ハ珠更ニ羅の類など。の
 有文の絹にて別につけてなるべし。なほ七色十三階の
 件にあえせ。位をむ色もて別たさるれど、その上代の制を
 て考べし。も廢すとふ也。彼十一年の始行冠位の文のつゞき、唯元
 日著髻華と見えとる。髻華ハ後世いともぬ。心葉の如し。上
 古よりあるる物なり。同紀の十九年五月己丑の藥獵の
 件に、是日諸臣服色皆隨冠色、各著髻華、則大徳小徳並用金
 大仁小仁用豹尾、大禮以下用鳥尾とあるハ、冠たゞ色を別

てふのこよて、絶を以て制さるるごかりのものなるゆゑ、
 事とあるるを、髻華を用ひて、威儀をつくらハ、さへ
 を知べし。この後、孝徳紀の大化三年、制七色十三階之冠、
 一曰織冠、有大小二階、以織為之、以繡裁冠之、縁服色並用深
 紫。二曰繡冠、有大小二階、以繡為之、其冠之縁服色並同織冠。
 三曰紫冠、有大小二階、以紫為之、以織裁冠之、縁服色用淺紫。
 四曰錦冠、有大小二階、其大錦冠、以大伯仙錦為之、以織裁冠
 之、縁其小錦冠、以小伯仙錦為之、以大伯仙錦裁冠之、縁服色
 並用真緋。五曰青冠、以青絹為之、有大小二階、其大青冠、以大
 伯仙錦裁冠之、縁其小青冠、以小伯仙錦裁冠之、縁服色並用

紺六曰黑冠以黑絹為之以黑絹為之の五字板本脱有大小
 二階其大黑冠以車形錦裁冠之縁其小黑冠以菱形錦裁冠
 之縁服色並用緑七曰建武初位又以黑絹為之以紺裁冠之
 縁この時彼絶冠の物げなきを廢て織繡紫錦青黑等を以
て制せしむるをてこの冠の縁を別ち糸絹もて裁つけ
 らねるをねもへむ十二階の冠の縁も別ち糸絹あり
 ちるべし此度ハ髻華を着る冠をむ殊更まつくらけり
 上文のつゞきハ別有鍙冠以黑絹為之其冠之背張漆羅以
 縁與鈿異其高下形似蟬小錦冠以上之鈿襍金銀為之大小
 青冠之鈿以銀為之大小黑冠之鈿以銅為之建武之冠無鈿

也此冠者大會饗客四月七月齋時所着焉鍙を都保と訓る
たきむ也桃華葉葉鍙舌長半舌とあきむ後よでも其
名ハ存れど形ハ古代なりまかむとむとれおし
けきハ今よりの推量よてたりまかむとむとれおし
くハ後世の冠の如くやありけむ搥囊抄云く鍙冠とい
へり當世は用る冠これなりと江帥記は侍りと見えたる
まことと然るべしとて形似蟬とハ冠の形ハありけり
ハ既ニ鍙冠といへきむその鍙のさま也この形とり
も鈿の事なり鈿字も于孺と訓て推古紀ハ髻華も同一
蟬ハ旁訓ムカザリクシとあり通證ハ漢燕刺王傳を引て
郎中侍從着貂羽黄金附蟬師古曰貂羽以貂羽為冠之羽也
附蟬為金蟬以付冠前也といへきまた同五年二月制冠十
も蟬もまたく後世の心葉なり
 九階一曰大織二曰小織三曰大繡四曰小繡五曰大紫六曰
 小紫七曰大華上八曰大華下九曰小華上十曰小華下十一
 曰大山上十二曰大山下十三曰小山上十四曰小山下十五

曰大乙上十六曰大乙下十七曰小乙上十八曰小乙下十九
 曰立身この後ちと天智の三年二月ふ二十六階とせられ
 たり大織小織大縫小縫大紫小紫大錦上大錦中大錦下小
 錦上小錦中小錦下大山上大山中大山下小山上小山中小
 山下大乙上大乙中大乙下小乙上小乙中小乙下大建小建
 是為二十六階焉改前華曰錦從錦至乙加六階板本六字を
 誤む又加換前初位一階為大建小建二階以此為異餘並依
 前かく推古十二年より以来凡七十年をかりの間は四度
 まて改めつくられて始め十二階との次は十三階との次
 ふ十九階との次は二十六階とやうふ次第は増し加へら

れとふも既ふ功績を賞はるかこは就て設けたまひてを
 ねのつうらその殿最きざこくのねわくなるとは階級
 數はくなくしてハ便ありけれむなるべし然功績を賞せむ
 為の冠位なりゆゑ皇親はも及ぶされば推古十二年の
 位階大徳を始
め孝徳天智の大織等もこも臣下の冠
 位にて親王諸王の冠位はハありけさふハ親王諸王ハ
オホキミ大君の列はちして臣下とハいと異なれど功績勲勞を積
 たさふべき御身なりぬゆゑは殊は冠位の制を用らるべ
 きはあはれをむなりけむさうむ皇親も冠のなりやう
 といとむるさよもあはれ親王諸王も冠を着たさひけむ
 こと伊弉諾尊などの如く神ははる其證ありむ露頂にて

ちぢりつゝめども上みりみ如く大君オホキミの列よて階級を
 以てその品を定むべきふあるに織冠繡冠など中りの
 尊卑の別を建られざりしむ冠の事を紀に記されど
 多し皇と天皇の御冠の制の所見ミエさるは理同一但天智
 の十年正月甲辰東宮皇太弟奉宣施行法度之事とありて
 細注は法度冠位之名具載於新律令と見ゆこの新律令と
 りしと所謂近江朝廷の律令なるをやくせようせて今
 傳らざれを知らざれども日本紀の所見を以て考ふる
 諸臣の冠位ハ三年は制らるゝ二十六階のまゝよて此時
 始て親王諸王の位階を定むられたるなりべしかくて

此親王諸王の位階ハ臣下の如くその冠の制を以て尊卑
 を別つよとあり次冠ハ親王も諸王もこの同物よて列位
 親王と諸王とのけぢめを定られたるにわがごとくて天
 武紀五年ハ三位屋垣王また同八年ハ吉備大宰石川王病
 之薨贈諸王二位また同年ハ四位葛城王卒また同十一年
 ハ五位殖粟王卒たなき十二年ハ諸王五位伊勢王など
 あるこれ冠制のけぢめなきゆゑ一より五までの座位
 を建られしものなりやそのうち親王の位階ハ所見
 ちけきと諸王二位諸王五位などあるを以て親王二位親
 王五位ある事知まらるゝ二位五位を載とれたる一位三四位

のあり事も。これのづらゝ知らるゝふありばや。されを親王
 一。一位より五位まで。諸王は。一位より五位まで。合せて十
 階を。此時をへられ。王臣合て。三十六階とせられ。なり
 けり。天武紀四年四月の件。十一年三月の件。小紫羨濃王
 へり。諸王は。見えたるふといふ。大紫小紫ハ臣下の位
 へど。二所とも。同一事をあ。あやまるべき。あ。縁む。
 猶よく考べ。但理は。事也。その後。天武十四年正月丁卯。更
 て更。あ。べ。ぬ事也。その後。天武十四年正月丁卯。更
 改。爵位之號。仍增加階級。明位二階。淨位四階。每階有大廣。并
 十二階。以前諸王。已上之位。正位四階。直位四階。勅位四階。務
 位四階。追位四階。進位四階。每階有大廣。并四十八階。以前諸
 臣之位。と見えて。此度の改制。王臣の爵位。あ。はせて六十

階となれ。ふ。い。よく。殿。最の昇降を。細。う。み。せ。られ。む。が。為
 よ。な。む。この内。皇親の爵位ハ。天智十年の十階。二階増加
 廣貳など。り。み。位。號。を。改。め。た。ま。へ。り。さ。て。明。淨。と。も。親。王
 り。も。諸。王。ふ。も。た。ま。ひ。と。し。た。り。む。と。お。も。と。る。れ。ど。こ。れ。ま
 での。一。位。二。位。な。ど。の。如。く。た。の。づ。ら。親。王。の。然。る。ふ。續。紀
 明。淨。諸。王。の。明。淨。の。け。ち。め。ハ。あ。り。な。り。べ。し。然。る。ふ。續。紀
 大寶元年三月甲午。始依新令。改制官名位號。親王。明冠。四階。
 諸王。淨冠。十四階。合十八階。諸臣。正冠。六階。直冠。八階。勅冠。四
 階。務冠。四階。追冠。四階。進冠。四階。合三十階。とありて。天武の
 王臣六十階を。四十八階。減。ぜ。られ。別。ふ。外。位。二十階。勲。位
 十二等を。添。ら。れ。る。その。明。冠。四階。ハ。一。品。より。四。品。ま。で
 の。四。階。淨。冠。十四階。ハ。正。一。位。より。從。五。位。下。ま。で。の。十四階。

これ諸王の位也。和名抄云。正を於保伊と訓るハ。於保伊の音便にて。大の義あり。従を比呂伊と訓るハ。比呂伊の音便にて。廣の義あり。これ字ハ正從ニ依て改められり。言ハ天武十四年ニ制き。大廣ニ依て改められり。正冠六階云々以下ハ。正一位より從三位までを正冠とす。四位五位を直冠とす。六位より初位までを勅務追進の諸冠とす。正を上直を中勅以下を下と。三等ニ定らる。...

八十以上授位一階。若至五位不在授限。また同紀天平十八年三月の勅云。宜天下六位以下皆如一級。唯正六位上免當戸。今年租とある。養老なるも。正六位上ハ難きことなり。...

時より冠を賜ふの制をとめて位記をつくらしむ。冠位の字を用ひて官位とかく事とハなりまけり。

神祇官在所

神祇官の在所も拾芥抄に宮城内郁芳門南掖とあり大内裏圖考證も禰家所傳の官吏鈔を引て神祇官は南廳西廳刀禰殿とて有之今ハ无之北廳許有之と見ゆ伯家部類に寛永元年月日雅朝王曰神祇官ハ大内裏の辰巳なり今ハ二條通の北に當るべし其屋敷三十九年をうま以前予が三十余の時まであり其頃ハ芝にありてありて大内閣檢地の時うはまてそれより絶つりとなると見ゆ寛永元

年より三十九年以前ハ正親町院天皇の天正十三年に當ふその頃既に官舎ハ廢て芝原とみれを以てこの官の衰とるほどを知べしこれより以前に宣胤卿記に延徳元年十月云々去三月廿五日夜夾刻風雨雷鳴之尅黒雲八流靡降于齋場之兩宮并八神殿及大元宮之上其中光氣有二恐怖無極仍為汗事參入大元宮之處八神殿前大元宮後之庭上有一靈物則奉抱之安申大元宮畢云云太神宮延徳記此齋場大元宮などいふもの神祇官にありべしなり此ト部家は建たる名なりこれを以ても既にト部家一種の神道を興したりねもふに延徳元年ハ上といへ天正十三年より九十七年以前なるに既ふかく吉田にも八神

標註 贈原抄本別記

殿のありしを以て神祇官ハ應仁の亂後よりあつたに
うのさまよて年を経ること論をまこと論これあつたか
ら朝家の陵夷より起きしむこの一事よてもまことよあ
さまかりし世の形狀あつて今も憤ろしくねがゆふ
事ありはふとも神祇官な海形の如くも残るたむむ
ト家私よ吉田よ八神殿を建らすべきよあつたむむ
然きども彼延徳の怪異よことよあつた事なむむむ八
神既よ大内を厭ひて洛外よ所を易たまひし驗とつふべ
し其後天正十八年三月十三日よ勅許よて八神殿を神樂
岡の社内よ祀り始らむたむこれ兼右卿の代の事なりと

れむこれよ以前よむその社ありても淫祠なりけふよ
この時よりけむりたる官社となりけむ萬葉緯首書云
八神殿後陽成
院天正十八年三月十三日ト部兼右奉勅同四月十八日奉
遷神樂岡社内云種季宗洛中寺院等天正年中よ洛外よ
遷さむりよ多けむむ神樂岡よ遷さむりよ今年事よ
ひべしよこれを宣胤卿記よいへる八神殿ハト部家よ兼て
造られけ抑太政官以下の官舎等の事をむその在所を記
ふもの也さびしてたむ神祇官の事をかく委し論いへるハいろ
なるよむといふよ今も吉田よ八神殿ありてこれ神祇
官なりとねがえねふ人のねがふよよ彼所ようつと
れよよどもをたづねてかくハリふよむむ
神祇官の細注よ當唐太常寺又云祠部の九字板本よあり

標註 贈原抄本別記

十一

類徒本よもあま。また板本祠部の下は太常令の三字あり。これと類徒本よ無けきを削る。古本よも以て唐名を記す。唐名ハも拾芥抄よもとづきて。後人の記せるものあり。太政官以下を然り。周禮よ。春官大宗伯掌天神地祇人鬼之祀とあるハ。神祇伯の任よや、似たり。但神祇官よも人鬼これを事類全書よ引て。即太常卿之任也といへ。唐百官志よ。太常卿掌禮樂郊廟社稷之事とあり。これを本朝よあて。考ふ。人鬼と禮樂とハ。治部省の所掌なれむ。異朝の太常寺ハ。こたこの神祇官と治部省とをあてせ。ふが如くあり。祠部ハ。禮部よ屬せり。官よて。通典よ。延載元年五月制。天下僧尼隸祠部。不須屬司賓。開元二十年正月制。僧尼隸祠部とあるなどを以てねも

ふ。これと治部の事なり。これを太常祠部とも。神祇官の唐名とが。實よこの官ハ。本朝のこのものよて。異國よ准擬とべきがなき事。本文よて知べし。

中臣并朝政

天兒屋根命ハ。中臣の祖なり。種子命の兒屋根命の孫たり。證ハ。古語拾遺よ。令天富命率供作諸氏造作大幣。訖令天種子命。命之孫。解除天罪國罪事。其事具在中臣禊詞とあり。此注の孫字よて明らくなり。但中臣系圖よハ。天兒屋根命之孫。天押雲命之子也。と見えたり。神武紀を考ふ。勅以菟狹津媛賜妻之於侍臣天種子命。天種子命是中臣氏之遠祖

也。これ東征發路の御時の事なり。ふかく菟狹國造の女を
賜ひて、殊寵を三軍にまめしめたまへば、執政の重臣なれ
むふるべし。さてかく拾遺に、種子命中臣として、天罪國罪
の事を掌りたまふよしいへば、即後世よていへむ、萬機
輔佐の義なり。其ゆゑいふよとなれむ。古へ上下和順民庶
質朴よして、無為なりけり。世何の煩ハ一き政をあらむ。
たゞ觸穢犯罪のこの事なりけむ。故に中臣後詞ハ太古の
律令なりと。既に大祓執中抄開題にこれを辨たり。その天
罪國罪の事を執行ひたまふハ、これ朝政を執りたまふ
ごむやと。但こハ古語拾遺に依て建ふ説なり。此抄に

専ら祭祀事とあるハ、その天罪國罪の事のこよあるべし。
べて天下の政事を執行ふことなり。古ハ後世とハ異よて、
何事を行ふも、まづ神祇を祀りて、その御事もむけり。從
へば、故に神祇を祭るが、即國政を掌る義よて、中臣の職を、
後世の大臣の如し。主字のうへ、一の専字を置とふハ、忌部
の職掌も祭祀の事、その外の諸氏よも、祭祀の事よあづ
るが、むやと、れど、専ら行ふハ中臣に限るよしよて、これを
後世よたとへていへむ。種子命ハ大臣なりけり。然るに神
代紀に、中臣連、遠祖天兒屋命、忌部、遠祖太玉命と相並び、舊
事記の神武即位の件に、天富命、天種子命を并べ記きり。古

標三職原抄抄本別言卷上

語拾遺なるハ上件ニ引ラズ如クかく中臣忌部と對立シ
るハ後世の左右大臣の如くなりともいふべきさまなれ
どもまことと然^ナニあり次中臣の職の事ハ既ニいへ至忌
部ハ種々の器物を齎^ミり持つ職なるゆゑ今條ニたとへ
む中務の内藏縫殿内匠等を管シ民部宮内の諸司を管シ
ク惣掌^ツるが如クこれを實ハ中臣忌部ハかく別あるもの
あれども上代ニも尊卑上下もいちぢる^クかゝぬゆゑた
相並^トふ如く見ゆめ至後世ニありて太政官と八省と
わうれ^トるうへみてなげうへむ中臣の職ハ官の大臣ニ
當^リ至忌部の職ハ八省の卿ニ當^ルべし然をればその別雲

泥^ニて更ニ並べ載べきニありざるをやもとよ^ク至准后の
本意祭政一致ニあまむ祭祀を主^ル人即國政を掌^ル臣亦
至^ト定^テたまへふものにて^ク至忌部を除き中臣のこを
載^テたまへふハ心^ニあ^ラびありての事なりけ^レ至^ニ
下太政官条
と太玉命とを並べ種子命と富命とを並て左右大臣の監
觴ニ引きたたまへるハこれを置て左右と並べ^ル如き准據
なきゆゑなりその^レ彼条の標注ニいへり但神武の御
代ニ大伴物部擢^レ用^レられ^テ至後^ニ政事ハ彼二氏ニ歸^シ
て中臣忌部ハたのづかう祭事のこニあづ^クふやう^ニな
る^ニけりされどなほ祭政一致の本をを忘^レま^スざ^リし^テ
其^レ後世の如くハあ^ラざる^ニ其^レ後^ニ太政官条ニ注^スまり
朝政とハ朝廷の政事といふ事なり朝廷とハ早朝ニ出仕
る家所なり也舒明紀ニ群卿及百寮朝参已懈自今以

票注職原抄抄本別言卷上

標注暗原抄本別言

後卯始朝之セキまた公式令ニ凡京官皆開門前上スとありて義解ニ謂第二開門鼓前也ラと見也第二鼓とハ宮衛令ニ凡開閉門者第一開門鼓擊訖即開諸門第二開門鼓即開大門とあるこの大門を開く鼓の事なり大門ハ八省院の會昌應天の二門なり義解ニ依ルハ擊鼓時節可有別式と見えてちハ一ハなク糸ト假如卯之二刻可擊第二鼓と見えとれむ日出より以前の朝忝なる事明らウ也陰陽寮式ニ依キ時節ヨよりて開閉
ハ遲速のけぢめありて大概諸門を開くハ寅卯の間大門を開くハ卯辰の間あり今昔物語ニ昔官のつうさニ朝廳アキストヨとりム事を行ハいマど曉ニ火をとモてぞ入ハまオをケふアどあるハもあハせて政事の早朝

を行ハるハを知べシ官事を勤ツとりムも都登ハ早朝あり女ハ助辭マてむむふと活用ハタラけも意ナたガ早朝ニ出仕スもる事をリム政字を麻都里許登トと訓ニ祭字を麻都里とよむその言の同トきを以て祭祀と朝政との別ナくぬを知べシ

唐名

諸官の下ニ異朝の官名を記シたるを唐名とりム唐土の官名とりムべきをかく略シていハふものなり皇朝ヨ皇彼方ニ御使を遣ハされて文物を取り渡シたまヘる事ハ隋の開皇三年ニ始マれタ也これヨ以前後漢の比ヨ和漢の往來ありヤとい

標注城原抄本別言

標江原... 別言

へ子説もあまて。後漢書よ。倭國入貢などあるを。始の例よ
引と子書共もあれども。これハ筑紫の内な子酋長等ガ私
遣ハとて使よて。朝廷の御使ハ關係の事よ。さき共隋は
あゝん。その子予委しく征韓記原よいへ。さき共隋は
ほどなく亡びられむ。唐の代よ至り。いよく睦しくなりせ
たまひて。御使を去むく遣され。は彼方の官名を以て
此方の官名よ當いふことも。む孫と李唐の制よ依たりけ
る。故よ唐名とはいへ。ふよなむ。然るよ錦所翁の所藏本な
る藤原貞幹の奥書凡例よ。各官下不注本位及唐名。是爲
准后公。舊と見え。さば相當の位と唐名とを記きた。後
人の志わさなる事疑ひなし。さてハ論ぶるよ足はといへ
ども。中古より。或ハ式部卿親王を李部王といひ。或ハ定家

中納言を京極黃門といへ。子類の事ども多くて。これらた
ゞ父雅のりへの私稱なるを。後人その由を辨へど。公事よ
用るる。ハ一き位署も。唐名を記きた。ガあゝ見え。殊よ
武家ガまなどよてハ。中將少將といふも。羽林次將
といひ。侍從といふも。拾遺補闕とりふ。正しとね
がえたる人多し。忝くも。皇朝より賜ハせる所の美稱
を。さきよ異國の官名よ換むといふハ。抑い。ちなる僻事
ぞ。それも誠よ彼方の稱の。此方の官よかなは。こをとあ
らめ。弁疑云。異朝歴代の官と。本朝の官と。その職世よより
て異なるものあり。各一朝ごとよ。本朝の諸官。其職掌相似

標注載原抄校林リ記卷上

上

御製三朝御覽卷之四十一

たふを配して注ひとも必符合はべし。況此抄一本の
混し何ぞ事くは分明なるべしや。爰は元慶八年九月
廿九日管家奏議曰。本朝太政大臣可當漢家相國等。又唐六
典云。三師訓導之官。大抵无所統職。無其人則闕之。三公論道
之官。大抵无所統職。故不以一職名其官。已曰无所統職。又
稱無其人則闕之。可以唐三師當太政大臣。唯我朝制令之意。
大乖唐令條。何者。唐三師三公獨專其官。不備尚書省之官。負
我朝之太政大臣。雖無分掌。猶為太政官之職事云々。如此の
議あり。餘官もまた合或は不合多し。容易は唐名を講説し
るハ非なり。冀くハ異邦の人より本朝の官位の號を被

せむことをといへり。この奏議ハ三代實録管家文章等
載り。たゞこれより至つても管公の學ひるへ所
なる經濟有用の事なるを知るは足れり。或問云も。然
む。此方の官名を彼方の官名に比擬するハ。更は理なき事
なり。む歟。予答云。能く彼と此とを合を看ハ。れのづら
るも無きはハあらざるべし。今按は太政大臣の唐名ハ尚
書令なり。べし歟。杜氏通典ハ。大唐尚書令。朝服鷩八旒七
章。三梁冠。武德初。太宗為秦王時嘗居之。其後人臣莫敢當。故
龍朔三年制。廢尚書令。といへるを思ふ。三師よりも相國
大尉等よりも。尚書令いとよく當れり。此外も委く彼此を

御製三朝御覽卷之四十一

神皇正統記卷之五

按へ勘へなむ合否いづつも出来べけれど畢竟徒らなる
論なれむ大概を知てありぬべし事也

神璽

予この比門生の需に依て此抄を講下たりしは神祇官の
章なり崇神天皇漸畏神威引本神威ニ畏しと點きり下
畏美と訓へし并疑云ニと點ひるとは戰慄の意は
崇神とも謚し奉れり號の意はかまそぬものをや鑄
改鏡劍云くの節に至て神器ハ三種なりを准后云くは鏡
劍のこを載たまへふといふと問ふ人ありまた神器と
二種なること此文までも灼きを三種といふめりハい
ふといふ人もありていとわらふきありそひ出来たり

き掛卷もわしこそ皇統の御璽とある神寶の御上をいや
しそ口よいひさためむこといとわらふけりれどその書
を讀みながらその義を正さむらむと且ハ志のうけそよあ
らばやと思ひ起して彼是の證文を引よ堅固の愚按をか
きつけたるを今またこの別記といひ崇神紀六年先是天照
大神倭大國魂二神並祭天皇大殿之内然畏其神勢共住不
安故以天照大神託豐鍬入姬命祭於倭笠縫邑云くこれ鏡
劍の大内を離て他所に遷坐したまへふ始なり但鑄改の
事ハ正史に所見なし倭姫世記に六年己丑秋九月改令齋
部氏率石凝姥神裔天目一箇裔二氏更鑄改鏡劍以為護身

神皇正統記卷之五

標注職類少校本川巴長社

御璽馬是今踐阼之日所獻神璽鏡劍是也謂名内侍所とも
おもかく此時鏡劍を鑄改め神代の古物をむ豊鍬入姫
託て笠縫邑に移し坐しめしよ皇以来朝廷に留まりませ
るハ改鑄の新物なれど神璽の御代官なるゆゑに後まで
も神璽之鏡劍とハひなりけり此外ハ八尺曲玉をも神
璽といふ公式令に天子神璽と見えて註に寶而不用とあ
る是也その曲玉ハ古事記天孫降臨の章に賜其遠岐斯八
尺曲璫鏡及草那藝劍と見えたる曲璫の事にて遠岐斯の
遠岐を招禱なり斯ハ過去をいふ辭にてされ日神の磐
戸閉たよへしを皇賢木の枝に曲玉と鏡とを掛け招禱

出まめらせし吉瑞の物にてそれよ皇以来鏡ハ日神の御
靈の代となり玉ハ天皇の御魂の鎮となりて
標注令義解 校本の別記
天子のいよく畏きたまふ物なるゆゑに崇神の御代に
同殿を憚りて別所笠縫に移したまへり玉ハ御正身
の護身なるかゝり御在所を放ちたまはむ故に御代官の
玉をつくらせし崇神天皇よ皇以後今に至りて神代なるの靈物存
し先帝よ皇後帝へ御手づくとりひむる皇に傳させし
まへむ殊にこれ一種にかぎりて神璽とハひなりけり
さて鏡を内侍所と稱するハや後の名なりはづめハ内裏

標注職類少校本川巴長社

よも某殿某舎などあまの屋宇もなくて同殿にたを
まけむを後主上の御在所ハ仁壽殿後世ハ清涼殿鏡劔の御
在所ハ温明殿と定りて内侍これを守護し奉ふこれに依
て温明殿を内侍所とりし内侍所はたをまけむを以て鏡
劔をもやがて内侍所と申奉る直ち其物をまけむで其所
をさせふハ尊てなりけむ劔ハ始め御鏡よりへて笠縫邑
より移し彼所よりまた伊勢よりへて移しにまけむを日
本武尊東征の時たまはまて携へたまへまけむは凱旋の
をま尾張よりまけむ置たまへまけむは熱田の宮と齋イハまて
日神の御許をは離れたまへりこれに依り朝廷なる御オホ

代官シロツカの劔も鏡と一所にたをまけむ彼踐阼に奉神璽
之鏡劔とりふも一所に藏たを忌部の取出て奉るなふ
べく世記に神璽鏡劔是也謂名内侍所とある即鏡劔をひ
とつふ内侍所といへふまても一所にたをまけむ事知
れし然る内侍所といへむた御鏡の事との心得
たるハ御鏡が主にて劔ハこれに添たふものなれむあり
とあるハ崇神紀なる以天照太神託豊鍬入姫命祭於笠縫邑
とあるも垂仁紀に天照太神託于倭姫命云々とあるも紀
の文のうへに日神の御事のこの如くなれど劔の添たま
へる證ハ日本武尊の神宮より賜たまへるまて知きた

標三職原オオ本別言卷上

まかく神代なぐらの神璽の鏡劔ハ日本武尊の故事より。伊勢と尾張と別きたまへれども御代官オシロツキの神璽の鏡劔を古ハ内侍所ニひとつのたれも事明らなるをいつのほどよる内侍所を離て別なをたまへまけむ建曆御記賢所の章ニ御辛櫃二合又五合太刀契鈴印也とある二合を一合ハ鏡一合ハ劔なるべしと或説よいへき共年中行事秘抄云天徳四年九月廿三日今夜亥二刻内裏焼亡十月三日己巳略去月廿四日依宣旨御坐内裏賢所三所奉遷縫殿寮賢所三所一所鏡件御鏡雖在猛火上而不一所眞形無損長六寸許也一所鏡已涌亂紀云日本紀畧もまた小右

記寛弘二年十一月十五日内裏焼亡十七日定申神鏡焼亡の件ニ村上御記を引て鏡三面伊勢太神紀伊國ヒシマノクニカス日前國懸云くとあるは依きと一合ハ伊勢の御代官の鏡を藏らき一合ハ日前國懸の御代官の鏡を藏られて劔ハこの中ハあらざる也既ハ天徳寛弘の比よるも以前ニ離きたまへふなるべし下引天徳焼亡のをりなりども寶劔のた所見なりれむそのか之早く内侍所と離きたまへる也但天慶元年記ハ齋辛櫃二合自往古時號神明在内侍所相傳曰伊勢大神之分身也西宮記内侍所奉遷他所の件も辛櫃二合と見えとれどこれらハ三面ニヤ一面ニヤ委しくいひとねむ知がとも一ハ一面なりむハ一合のうとハ劔辛櫃ともいふめまど秘抄小右記の説さばりさたうなれむ三面といふべし然るも小右記寛弘二年十二月十日頭中將示送云

標三職原少校本別言卷上

神鏡昨奉移。但開舊御辛櫃。特奉納新辛櫃之間。忽然有日光
 照耀。内侍女官等同見。神驗猶新。最是足恐驚者也云々。百練抄云。
或記云。十二月九日。奉移神鏡。於東三條。開舊櫃。特奉納。新調。韓櫃之間。忽然有日光。照耀。内侍女官等恐驚之。此の
 記ども。たゞ新辛櫃とのこありて。何合となきを以て思
 ふ。此時より一合なれりと。ねおしきを。建曆御記に二
 合とあり。をたまへふと。寛弘焼亡より以前の諸記に依を
 たまへふものあるべしと。滋野井公麗卿ののたまへふと
 る事なり。それより以来の所見ハ。壽永の兵亂に。西海より
 還御のを。をを始め。こゑ一合なると。して御劔の別所より離き
 たまへる事。その年紀さたり。あるは。といへども。西宮記元

日節會の件。天皇出御内殿。内侍二人持神聖寶劔。立前後。と見えて。當時
 既に主上の護身として。節會などのとどろが。はとの出御
 にも。附添たまへふを思へど。劔の内侍所を離き。たまへふ
 と。當時より。もや。以前の事なる。へ。江家次第讓位の件
 若御別所者大臣以下。令賣聖劔於近衛次將。就新帝御所
 進之。其儀如行幸。自畫御座。入夜御殿置之。また天皇御内殿
 内侍二人。執神聖寶劔。候太子昇後。候東階下。中略新帝下拜舞。
 内侍等以神聖等相從。新帝就御在所奉置。これら皆劔の主
 上の御許に。ねと。して。内侍所ハ。藏ありたり。ぬ證を
 長和五年正月廿九日の小右記に。内侍二人。進出取寶劔

璽箱等云くとある年月を記する書にてハこれらの所見
や始なるべし然るに劔璽ハ常といづくにたしきは
とりふよ夜御殿に安置したまへふあり上件に引る江家
次第に入夜御帳置之と見えまた建曆御記に夜御殿御枕
有^二階奉置神璽寶劔皆有覆蕪芳也^一御枕とハ御頭の方と
よてハ主上東方を頭として卧たすその御枕の方二
階の御厨子ありて上階に寶劔下階に璽箱を置きたす
但然劔を上璽を下したるをみたりたしき證文ハいさ
た見當らばといへども建曆御記に御劔壽永入海紛失之
後院御時以後并餘年被用清涼殿御劔仍以璽為先而兼元
讓位時有夢想自伊勢進之已來亦准寶劔以劔為先とあり
清涼殿御劔と書御座御劔の事なりこれに寶劔に准へ
て璽と共^二持しめたまへ共實の寶劔なりぬがゆゑに先
とこききぬよらる然共文治二年四月七日の玉葉
天皇出御南殿内侍二人相從前後前内侍取璽後内侍空

手寶劔未歸座以前年來之例如此と見えたまむ書御座御
劔と寶劔に准へて持しめたまひし事始のほどとなり
しかどや後よまむなりし事始のほどとなり
正月三日天皇御元服の件に御劔間事自舊年有沙汰又夜
前被問人只今又神祇太輔兼友泰御直廬申龜ト趣御劔
事可被用書御座御劔之由事切畢日來璽箱為先之内侍持
之^レ行幸時立^レ右方而被用書御座御劔者璽如元在前劔可有
御後歎中略仍御劔在御後また三長記に建久九年正月十
一日土御門院天皇受禪の件に次神璽次御劔寶劔沈海底
之後被用書御座之御劔也なりハ皆書御座御劔なりこれ
と寶劔なりぬゆゑに璽よりも輕しとて後よ持しめ給
へりこれに實の寶劔なりむハ璽よりも重なりべし理
よて上階に寶劔下階に神璽と安置するれはふふべし
よてかく主上の御許にてハ璽よりも劔のかと重なり
たさふさまなりハ璽ハ御身に屬する物劔ハ神明に添たま
へる寶ふれはなり實ハ璽劔と次第ありべし其由下よ
よとあふなどを以て知へかくてこの三種の次第を定
むハ鏡の第一なる事いとむも更なり
天照太神の御璽
の賢所なれ也

たへ崇神の御代は鑄改られとふ物もとよ。次は曲玉
 伊勢神宮の御代官なれと。第一たるへをなり。此は曲玉
 なり。こハ神代よりの舊物にて。主上護身の御寶も上件は
 れむなり。その由上件はこととあまふが如し。上件は
 引る古事記の文。璽鏡の二種。遠岐斯とりふ言を加へ。劍
 よと及字を隔て。輕重を知たふよ心をつくべし。實は鏡
 と玉とハ。太神の磐戸よこも置たまへるを。招禱出奉て常
 闇の世を再び清明よ返さる。大功ある靈物なれむ。尊とと
 是よまるとふ物あるべし。次は劍也。儀式の讓國儀。今
 帝下自南階。去階一許丈。拜舞訖。步行歸列内侍持節劍追從。
 所司供奉御輿。皇帝辭而不駕。衛陣警蹕。少納言一人率大舍
 人等持傳國璽櫃追從。この文は節劍とある。節ハ節刀にて。

建曆御記よいもゆふ太刀契其外の書もあの事。劍ハ寶

劍の文はかく寶劍をを節刀は列は璽をを別

次は事あるくもとよ。御鏡は漆ぬへ里といふむ。玉

もあるべき事なり。さるむ此讓國儀の文の如く。太刀契な

ど。同ドヤうふきうるべく思ハるれど。さるむ太刀契な

尊よ奉たおひ。靈劍にて。他は異なるれむ。御鏡は添て重

り。内侍所を離て。主上の御許なれ。猶いと異なり。古事

記傳は。鏡第一。次はハ劍。其次は玉なり。ベしといひ。然るも

大殿祭祀詞は天津璽乃鏡劍乎捧持。また神祇令。凡踐

昨之日。中臣奏天神之壽詞。忌部上神璽之鏡劍とありて。義

解。此以鏡劍稱璽。また古語拾遺は。即以八咫鏡及草薙劍

二種神寶授賜皇孫永為天璽所謂神璽鏡劔是也など此外
も日本紀のうち所云鏡劔の之を云て玉及ハざる
があるを以て三種ハありて二種也といふ説もあまど
これハ内外表裏のけぢめふつて三種二種の別あるこ
とを辨へざる人のいひ出さるる歎上件はつむら
いへる如く鏡ハ天照大神の御靈なり劔ハこれハ添たま
へるものにて尊とさハねとまたまへども共ハ外なり表
也故ハ上古ハ踐阼の時ハ御鏡を内侍所より出御劔と
共ハ即位の御徵信として忌部を以て新帝の御前ハ奉ら
る踐阼ハ即位の事なり令義解ハ天皇即位謂之踐阼

位也とあるが如し後ハ踐阼と即位と別なりて踐阼
とハ讓位の御事讓國といふも同一にて其讓位のを至ハ劔璽を新
帝の御許へつうハさる事ハ上件ハ引る儀式の讓國儀
及江家次第讓位の件の如くなれども二書ともハ御即位
の時ハ劔璽のことも鏡の事も更ハ无くて大嘗會のを
至ハ此事あり即儀式の踐阼大嘗會條ハ神祇官中臣捧賢
木入自儀鸞門東戸就版跪奏天神之壽詞忌部令奉神璽之
鏡劔これなり鏡ハ温明殿ハ坐て動さたまハぬ御寶と定
またまど大嘗會の時ハ古風を失ハドとてなぬ取出て
形の如きの式を行ハるべし然即位の日ハあるべ

き事の大嘗の日よなれふのたがひハあきども。孰きも
 ても。玉をむ鏡劔と共に奉るをたまハぬ事ハ疑ひな
 こふハ玉ハ宸儀守護の御寶にて。内なる裏なれを也。故
 祝詞令拾遺の如きハ。皆外と表とをいへふものにて。同
 令條にて。公式令。天子神璽寶而不用。とある。至てハ
 内と裏とふたよふ也。も。鏡劔のこを神璽といふ。公
 式令の神璽ハ何とせむ。神祇令義解。此以鏡劔稱璽と
 あり。此字ハ神祇令の此條にて
 璽といふハ。鏡劔の事なりといふ意あり。此字ハ彼字と對
 比する。此よ外も璽といふものありべし。そハこの公
 式令の玉璽を彼と
 とせふなりけり。これらを以て。三種なりといふ説の正
 しさを知べし。ち。鏡玉の劔よ。も重きを知べし。

或云。まこと。此説の如くなふべし。然るふハ尺瓊の
 曲玉ハ。その質玉あぶがゆゑ。神代のま。て虧損
 け。事なり。ふべし。む。さ。ハ石帯の玉は。名物
 を火も焼く。といふむ。ま。然あまぬべし
 理なれど。八咫鏡草薙劔ハ。其質いつまも金鐵の類
 一あきも。千萬の年を経るほど。ハ。虧も。損きも。以
 べきを。神宮な。御靈代ハ更も。い。内裏。に。た
 一。お。御代官も。一度だ。修補。あり。事を聞。こ。こ
 いう。な。ふ。よ。な。む。予。答。て。云。く。そ。ハ。ま。づ。伊。勢。尾。張
 二。ワ。ケ。れ。ぬ。へ。ふ。御。事。の。う。へ。ど。も。ハ。暫。く。置。べ。し。内。裏

持江縣原抄本別記卷上

かゝ鏡劔とて、崇神以來の靈物なれど、虧損をも繕
ひぬハぬヅカへりて崇敬の至なるべし事古書ども
よその徴見えし。建曆御記賢所の章。天徳焼亡飛
懸南殿櫻小野宮大臣請袖也。長徳焼亡始雖焼無闕損。
有諸道勘文公卿勅使始有宸筆宣命于時殿中光耀知
御躰不變長久焼亡少納言經信欲奉出火盛不合期而
有光入唐櫃實不焼とか。またよへふよ依まむ神威
嚴ふて度々の炎上も遁まぬへふやうなり。かく
て今この御記を古書どもふ合を考ふる。天徳の度ハ
焼損しぬハと事諸記も明々なり。寛弘二年の度

も。御記は長徳焼亡とあるハ。即寛弘二年十一月十日
五日の焼亡の事なり。階梯ハ寛弘ニ作せり。雖

燒無缺損と見え。また江家次第も寛弘焼亡始焼給
雖然圓規不闕とあり。但圓規ハもとのまゝなり。火
中ハ涌亂したまへふゆゑもや。百練抄寛弘三年七月
三日の條。諸卿於御前定申諸道勘申神鏡可鑄改哉
否事定間三尺餘蛇自御在所庇落庭中登自南殿北階
赴西不見可謂神不受非禮と見えて。鑄改らるべしと
いふ議もあり。かど。神蛇の奇瑞に依てやこよけり。
神不受非禮の文ハ心を著て。改鑄のよろしくぬを
知べし。其後同抄長久元年九月九日皇居上東門院焼

標生載東抄本別記卷上

亡内侍所神鏡在灰燼中燒損遣藏人頭左中將資房左
少將經季等令求之僅奉得御躰燒損五寸許即奉畏入折櫃
又得一切寸許其體燒損不分明云々次得二三寸許各
段也又如金玉之物數粒得之隨又奉加入彼櫃下中
た春記云此時の事を委くいとゆり其父云く漸
令掃却爐火奉堀求之間先得御辛櫃金物以之知其所
仍奉求間僅奉堀得御躰燒殘五寸許掃部女官先得此躰即
奉畏入折櫃又得一切寸許其躰燒損不分明云々
次得二三寸許各段也又如金玉之物數粒得之隨又
奉加入彼櫃也予見之非無其恐とあるを以て見れむ

この時ハ燒損ハ甚一也御記云實不燒とかくを給へ
るハ事の狀の忌一を憚せたおひてなるへ一年中
行事秘抄云灰有光集之入唐櫃と見え古事談云於燒
跡奉求御躰殘玉金之類と見え古今著聞集云その燒
こと給ひて見え皆此度の事をいへるなりよ
や灰むかるとなせ給ひとてても神靈ハ缺損
なられむその燒殘まゝ物にてたりぬべ一何奈改め
鑄らるべき事のありむ春記の長曆四年八月廿四日
の條上件云いへる長久元年の燒亡これなり長
曆四年十一月改元ありて長久となるなり僕
定申云天徳之比已在火焰中而不失其躰今又有此難
已燒失是非主上之咎世運漸澆之次第也以人工奉鑄

神鏡最不可然。殘躰是上計也。此間七八尺許。神蛇自簷
落來入内侍所。滿坐知有徵驗。已又奉遷件鏡之日。神光
照堂爰知愚案叶神意矣。仍遂不被改鑄也。と見ゆ。かく
再度まで神蛇の奇瑞ありて。改鑄せしむるに
事。全く神の御慮あるを辨ふべし。さるハその御鏡よ
り次なる寶劔にては。同記の長曆三年十一月四日
の件。此間自内有召。被仰云。寶劔柄方乃加不止。乃固
乃釘乃片。抜落了。是先日事也。仍假以糸結之也。以釘
可新固歟如何。此由今明間。示關白并右大臣。可令定申
之者。予即退出申。金吾命云。延木御時。有被改鑄御筥緒

事。頗可准也。但彼覆物外也。是以凡銀新加入。最有憚歟。
只以糸可結也。抑先申關白殿。可左右也者。六日右府被
奏云。今以凡銀新作。加最有憚。神鏡不加金之例也。只以
糸能結。最可吉也。内侍可結也。之由有可許。と見えたる。
加不止。乃固乃釘。ハ柄頭を固たる釘にて。いとゆる
胃金なり。これガ一つ抜落たるをも。凡銀を以てハ補
ひ修らるるまじきよ。の御定にて。かくおて舊物のま
まを尊ひたまふハ。も後世。鏡劔を鑄改むといふ
者のあるまじきもあらぬを。豫め推量り禁めたる
せたまへる御事なるべく。さるハ此記。父の中。神鏡

標注原稿本別記卷上

不加金之例也とあるを合を看ても三種ともまたい
いとけく舊物を傳へりふが古の朝廷の御抄をてな
るを知べし。

祭主

大鹿島命為祭主云々倭姫世記云垂仁天皇二十六年詔而
大鹿島命於祭官於定賜也とありこれを垂仁紀とあてせ
考るよ二十五年二月五太夫と詔て禮祭神祇の事ありて
大鹿島命やうて五太夫の内一人なりその次は三月丁
亥朔丙申離天照太神於豊耜入姫命託于倭姫命爰倭姫命
求鎮坐太神之處而詣菟田筱幡更還入近江國更廻美濃到

伊勢國時天照大神誨倭姫命曰是神風伊勢國即常世之浪
重浪歸國也傍國可憐國也欲居此國故隨大神教立其祠於
伊勢國これに依きむ二十五年の事也世記云二十六年と
あるよ合をんされ共大和より近江美濃と所を經廻し
給ひしほどは八月日過て二十六年なれむけむを二十
五年の下よふと経て書きたるべしさてをまどけなく
紀年の體裁またがへふやうなれど太古の事あるがちよ
とがめがと一即一書よむ丁巳年秋九月甲子遷于伊勢國
渡遇宮とあり丁巳ハ長曆を以て推しよ二十六年なり世
記の紀年よ符へるよそもく伊勢の神宮大和の都の東よあ

標注原稿本別記卷上

これむ。主上朝ごとく。日影のおづ出る方むひて。禮拜
したまへりけむ。即神宮の禮拜をもつ。祢たまへふなり。
けむを。今京遷りたまひて後。正東の御拜ハ。神宮の方
角。叶ハ。故。異方むうたせぬ。一。太神宮を古書と
あつた。これ。建曆御記日中行事等を見て知べし。朝日の御
依てなり。拜ハ。や。背けふ。あ。ど。や。職官志。夫大和之東為伊
勢。天日之所先見。而日神之廟已在焉。といへふ。おことよこ
ること。なり。伊勢。鎮坐したまへふ神の御慮。豈徒なる事
なりむやと。

大鹿島命ハ。系譜に依る。天兒屋根命十代の孫なり。古注

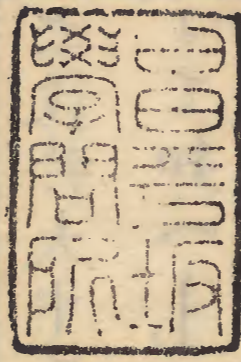
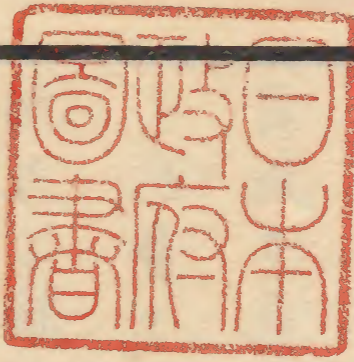
もこれ。同一。然ども祭主の始といふ事ハ。所見あり。太神
宮例文。祭主次第を舉て。御食子大連を始とせり。これを
その細注。二十一世孫とあり。儀式帳解。雜事記景行三
年。始令祀神祇。仍定置祭官。職一人。今號祭主是也。とあり。始
ハ祭官と云て。これ今世といふ祭主なり。とことわきふ。心
をつくべし。漸。事委く。なりて。官職も備ま。世。至て。
御食子をその始と。推古天皇元年。任在任十六年。と例文
いへま。ど。な。祭主の稱をと負。た。祭官と唱。と。
次。國子國足大島祭官なり。天武元年。國足の一男
意美麻呂を任。祭官を改て祭主と。見え。と。

あまかかれを祭主ハ意美麻呂ニ始ま里祭官ハ御食子ニ
起ま里大鹿島の代ハハいさどかハ不稱あるべくもた不
えび准后いさなる書ニ依てかたをたまへ不歟もしくハ
垂仁廿六年ニ伊勢の神宮建立なきてその年の禮祭神祇
の事を詔たまへ不五大夫の内ニ大鹿島命ありて此人中
臣氏なれむ神宮建立の最初ニ祭主ニありたるなるべし
と推量てかきぬへるなるむ歟その後葉代々祭主たりて
他氏ニ補らるるが更なるきは禊事記天徳の比祭主公節
といひし者もと橘氏なりしを大中臣氏を犯して祭主と
なれりしよ里天下静なるざるよしを載て被始置祭官職

之後於大中臣氏之外以他姓者未被補任之例乎といへる
よて知へし。

標注職原抄校本別記卷之上

掃江聯原才本別言老



引及之代以出假本本新縣社之國

南西快卒

